

特定非営利活動法人 エンゼルランプ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エンゼルランプと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県太田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、太田市及び周辺地域の人々に対する子育て支援を目的に、子育てに関する団体及び個人の相互の情報交流を支援し、地域社会における市民活動団体・行政・企業・学校等が連携するための環境作り、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村または中山間地域の振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子ども放課後居場所づくり事業
 - ② 地域交流に関する事業
 - ③ 子育て支援に関する事業
 - ④ 社会福祉事業
 - ⑤ 募金活動事業
 - ⑥ 農山地域の振興を図る事業
 - ⑦ その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し若しくは失そう宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に関わる職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して5日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の広告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	0 円、	年会費	10,000 円
(2) 活動会員	入会金	0 円、	年会費	0 円
(3) 賛助会員	入会金	0 円、	年会費	1 口 10,000 円以上
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	山本 純子	理事長
〃	田嶋 美幸	副理事長
〃	安藏 瑞希	
監事	眞下 康久	

役員名簿

特定非営利活動法人 エンゼルランプ

役職名	氏 名	住所又は居所	報酬の有無	備 考
理事	山本 純子		有	理事長
理事	田嶋 美幸		無	副理事長
理事	安藏 瑞希		無	理事
監事	眞下 康久		無	監事
		以 下 余 白		

設立趣旨書

1 設立の趣旨

現代社会において、共働き家庭やひとり親家庭の増加に伴い、放課後や長期休暇中に子どもが一人で過ごす「小1の壁」などの課題が顕在化しています。そうした中、小学生を中心とする児童が放課後の時間を安全・安心に過ごし、豊かな人間関係を育みながら心身ともに健やかに成長できる環境の整備が求められています。遊びや生活を通じて基本的な生活習慣を身につけるとともに、自主性や協調性を育て、健全な育成を図ることを趣旨とします。地域社会の活性化と持続可能な発展を目指しに「学童保育」「ひとり親家庭支援」「障害者支援施設」「農業振興」を柱とした活動を展開します。関わる課題等についての相談、助言及び支援並びに活動の支援を実施することにより、高齢者、障害者、子どもにも優しく、人が幸せに暮らせる街づくりに寄与することを目的として活動することに致しました。活動は地域の生活環境、街づくり等をテーマとするため、社会、人が幸せに暮らせる環境を実現するために、身近な課題を介して、多くの人に参加していただきたいと考えております。賛同していただける方々からの寄付・維持・運営に不可欠な事業等、営利を目的としない特定非営利活動法人であれば、情報交換など活動全般にわたって事業の透明化が義務付けられています。そのため特定非営利活動法人こそが最も望ましい活動形態だという結論に達しました。

2 設立申請に至るまでの経過

設立当初から保護者が役員となり1年毎に変わり引継ぎを受け運営してきました。私たちが役員を引き継いだ時に市とのやり取り、会計決算予算、などわからない事ばかりでとても苦労しました。保護者が役員をやりたいとなく入所者が減少しこのままでは運営ができなくなると思いました。これからの運営を考え賛同していただける方達と特定非営利活動法人を立ちあげることにいたしました。

平成15年4月～平成18年3月（3年間）毛里田児童館 毛里田児童クラブ開設

平成18年4月～平成20年3月（2年間）

市の委託事業として「毛里田小放課後児童クラブ」改名

（児童数が100名を超え手狭な為、市の指導により小学生ランチルームを高学年用として併用で運用。）

毛里田小放課後児童クラブ室 所在地太田市只上町970-1 毛里田小学校敷地内

平成20年4月～平成25年3月（5年間）

小学校ランチルームを改修工事し、毛里田小放課後児童クラブ室完成
児童館より移転

（児童数が70名以上の為、引き続き児童クラブ室を併用して運用）

毛里田小放課後児童クラブ室

平成25年4月～現在（2年5か月）

指定管理を取得し、毛里田小放課後児童クラブ室より移転

令和 7年6月19日

（特定非営利活動法人の名称）

特定非営利活動法人 エンゼルランプ

設立代表者 住所又は居所

氏 名 山本 純子



令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 エンゼルランプ

1 事業実施の方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、まずは、法人の活動内容について積極的な広報活動を行う。会員の数を増やし、組織を確かなものとすることを目指す。

2 事業実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

[illegible]

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 エンゼルランプ

1 事業実施の方針

前年度より引き継ぎ、法人としての組織基盤をより強固なものとするため、法人の活動内容について積極的な広報活動・啓発活動を行い、会員の拡大・拡充を目指すとともに、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
子ども放課後居場所づくり事業	放課後児童支援（学童保育）	設立の日から	毛里田地区	10人	子ども 障害者 45名
地域交流に関する事業	居場所づくり 交流を促す体験イベント	年間を通して	太田市 毛里田地区	8名	子ども 障害者 高齢者 対象人数 未定
子育て支援に関する事業	子育て世帯訪問支援事業	年間を通して	太田市 毛里田地区	5名	子ども 保護者 対象人数未定
	子ども食堂など子育て家庭の食支援や衣類循環の生活支援	年間を通して	太田市 毛里田地区	8名	子ども 保護者 地域住民 人数未定
社会福祉事業	高齢者見守り訪問 週1回の訪問・話し相手・健康確認	週1回	毛里田地区 太田市	3名	地域住民 高齢者 対象人数未定
	地域の高齢者・子どもを支えるための生活支援	月に4回	毛里田地区	4名	高齢者 子ども 対象人数未定
募金活動事業	地域のお年寄りとの運営のクラウドファンディング	年間を通して	毛里田地区	3名	地域住民 対象人数未定
農山地域の振興を図る事業	高齢者・子ども・障害者・地域住民の参画による農作業を通じた野外版居場所づくり	月に2回	毛里田地区	3名	地域住民 対象人数未定
その他、目的を達成するために必要な事業	体験イベント	月1回	毛里田地区	2名	地域住民 対象人数未定

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人エンゼルランプ

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
受託事業収益	0	0
子ども放課後居場所づくり事業収益	0	0
社会福祉事業	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	0	0
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
印刷製本費	0	0
通信運搬費	0	0
車両費	0	0
消耗品費	0	0
修繕費	0	0
水道光熱費	0	0
賃貸費	0	0
おやつ購入費	0	0
その他経費計	0	0
事業費計	0	0
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
諸謝金	0	0
支払手数料	0	0
その他経費計	0	0
管理費計	0	0
経常費用計	0	0
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額	0	0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人エンゼルランプ
(単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	100,000	100,000
賛助会員受取会費	100,000	100,000
受取入会金	100,000	100,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	510,000	510,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
受託事業収益	12,000,000	12,000,000
子ども放課後居場所づくり事業収益	4,000,000	4,000,000
社会福祉事業	1,100,000	1,100,000
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	17,910,000	17,910,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	13,000,000	13,000,000
法定福利費	500,000	500,000
退職給付費用	0	0
福利厚生費	500,000	500,000
人件費計	14,000,000	14,000,000
(2) その他経費		
会議費	30,000	30,000
旅費交通費	20,000	20,000
印刷製本費	30,000	30,000
通信運搬費	200,000	200,000
車両費	50,000	50,000
消耗品費	400,000	400,000
修繕費	50,000	50,000
水道光熱費	500,000	500,000
賃貸費	50,000	50,000
おやつ購入費	1,300,000	1,300,000
その他経費計	2,630,000	2,630,000
事業費計	16,630,000	16,630,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	1,060,000	1,060,000
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	1,060,000	1,060,000
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
諸謝金	20,000	20,000
支払手数料	200,000	200,000
その他経費計	220,000	220,000
管理費計	1,280,000	1,280,000
経常費用計	17,910,000	17,910,000
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額	0	0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0